

令和7年度より **トライアル就農制度** がスタート!

受入農業法人募集!

「トライアル就農」の受入法人に登録をすると、就農希望者の紹介を受けることができます。
1ヶ月から最大3ヶ月の間、就労者の適正を確認できるため、雇用後のミスマッチを防ぐことができます。
就農希望者の受入1名につき、県から支援金の交付もあります。

こんなことで困っていませんか?

- ✓ 将来の幹部候補となる優良な正社員を求めている
- ✓ 人材確保に苦勞している
- ✓ 優良な人材に働き続けて欲しい など

「トライアル就農」制度をご活用ください!

トライアル就農制度について

「トライアル就農」とは?

高知県での雇用就農希望者が、農業の適性や職場の雰囲気、農業法人との相性を見極めるためのお試し期間のことです。

トライアル就農受入の流れ

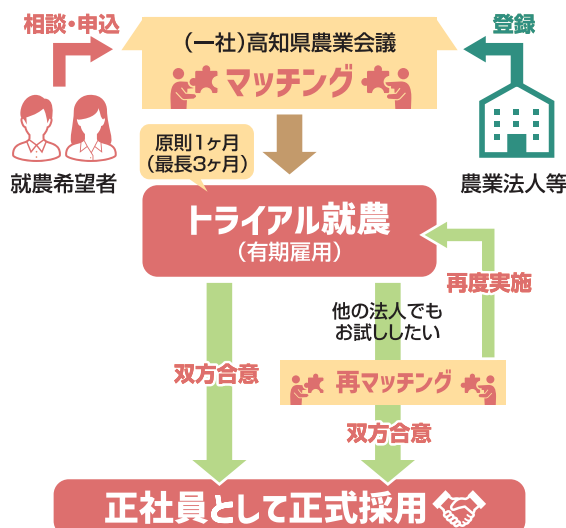
- 1 農業法人の求人を(一社)高知県農業会議に登録
- 2 (一社)高知県農業会議が就職希望者と受入農業法人のマッチングを行う
- 3 有期雇用契約を結び、トライアル就農を開始(1ヶ月~3ヶ月)
- 4 トライアル就農終了後、双方が合意の場合、正規雇用契約を結び
ミスマッチが生じた場合は、再度、他の就職希望者とマッチングし
トライアル就農を行うことができます
※就職希望者は、3ヶ月の期間中最大3カ所までトライアル就農が可能

受入農業法人への支援

県から「トライアル就農支援金」を交付します

助成額

10万円/人



トライアル就農者の要件

- 受入先となるためには登録が必要です。
- 高知県内に事務所を有していること
- 高知県内において、正規雇用の求人を行っていること
- 事業内容として農作物の生産を行っていること
- トライアル就農期間中は、有期雇用契約を締結すること など

お問い合わせ



高知県農業振興部農業担い手支援課 新規就農支援担当

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

☎ 088-821-4512 ✉ 160101@ken.pref.kochi.lg.jp



こちらから登録は

トライアル就農 受入農業法人 登録申込書

「個人情報の取り扱いについて」に同意の上ご記入ください。

法人名	フリガナ		
本社住所	〒		
ご担当者様 氏名	フリガナ		
TEL		FAX	
E-mail			
募集人員 作業内容			
経営内容	☐ 野菜（ ☐ 施設 ☐ 露地） ☐ 水稻・普通作物 ☐ 花き（ ☐ 施設 ☐ 露地） ☐ 果樹（ ☐ 施設 ☐ 露地） ☐ その他（ ）		

個人情報の取り扱いについて

【個人情報の利用】お預かりした個人情報は「トライアル就農」におけるご連絡および関連するご案内のみに使用し、その他の目的では一切使用いたしません。
【個人情報の第三者提供】当課は、ご本人の同意を得ないで第三者への個人情報の提供は行いません。
但し、次の場合はこの限りではありません。
(1)当課と共同で高知県新規就農相談センターが業務の目的の達成のために必要な範囲内で利用する場合
(2)法令に基づく場合、人の生命・財産の保護の必要がある場合、警察・裁判所等の公的機関への協力が必要である場合
自身の個人情報の開示等の手続き
当課は、保有する個人情報について、ご本人からの開示、訂正、利用停止、消去等のお申し出があった場合には、ご本人であることを確認のうえ、合理的な期間で速やかに対応いたします。